

病院機能評価
審査結果報告書

2014年度実施

国立障害者リハビリテーションセンター病院

訪問審査実施日 2014年9月17日～9月18日

公益財団法人

日本医療機能評価機構

ご 挨拶

日本医療機能評価機構の事業の推進につきましては、日頃から何かとご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般お受けいただきました病院機能評価について、審査結果報告書がまとまりましたので、ここにお届け申し上げます。報告書の取りまとめにつきましては十分に配慮したつもりですが、不明の点、あるいはご意見・ご要望などがありました場合は、文書にて当機構までお問い合わせください。

当機構の医療機能評価事業は、評価によって明らかになった問題を改善することによって、病院サービスの質の向上を図ることを第一の目的としております。本報告書が貴院の業務の改善と患者サービスの向上の一助になることを願っております。

今後とも、事業の運営につきまして宜しくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人日本医療機能評価機構
代表理事 理事長 井原 哲夫

総括

■ 機能種別

主たる機能種別「リハビリテーション病院」を適用して審査を実施した。

■ 認定の種別

書面審査および9月17日～18日に実施した訪問審査の結果、以下のとおりとなりました。

機能種別： リハビリテーション病院 認定

■ 改善要望事項

・機能種別 リハビリテーション病院

該当項目はありません。

1. 病院の特色

1979年に国立身体障害者リハビリテーションセンターが設置され、医療から職業訓練まで一貫した体系の下で、障害者の生活機能全体の維持・回復のための先進的・総合的な保健・医療・福祉サービスを提供している。そのなかで貴院は保健・医療・福祉に関する分野を担い、患者に最適な安全で質の高い医療を提供し、リハビリテーション医学および障害者医療の発展とリハビリテーション専門医療職の育成に努めている。2014年にリハビリテーション医学の機能の充実を目指し、4病棟の病床数を1病棟あたり40床とし、より質の高い医療の提供を目指している。

日本の医療の現状は高齢者の増加とともに高齢者の障害化や、障害者の高齢化が進み、貴院の担う役割は増している。高次脳機能障害者のみならず、多種多様化する障害に対する先進的病院として、新たなリハビリテーション手法の開発や、その分析など、実践された医療・医学のデータ管理と情報発信が求められる。新病棟の建築や受審更新の取り組みを機にさらなるリハビリテーション医療、医学の礎を築かれることを期待したい。

2. 理念達成に向けた組織運営

理念・基本方針には病院の役割と使命が明記され、基本方針は中期計画を評価した上で見直されている。中期計画や目標が会議や委員会で策定され、病院長や幹部が目標達成に向けリーダーシップを発揮している。組織は国家公務員法により、会議・委員会は規程や分掌の定めにより開催しているが、職員への情報伝達が明確でなく、決定事項を伝達する工夫が望まれる。医師ほか各職種の基準人員は確保しているが、病院の使命の

ためには専門職の療法士、診療情報管理士と病棟看護師のさらなる確保が望まれる。労務管理は適切である。職員の安全・衛生管理は規則に沿って行われているが、職員から安全・衛生に関する意見を聞く場がなく、安全で衛生的に働くための協議会の場の設置が望まれる。職員の満足度調査などの実績はあるが、意見を取り上げることが望まれる。各委員会で教育・研修を行っているが、全職員を対象とした統一的な教育・研修を計画的に行うことが望まれる。人事評価や、部門ごとに目標を掲げた活動が実施され、能力開発は適切である。

3. 患者中心の医療

患者の権利は明文化され、権利擁護に努めている。説明と同意が図解などを用い患者に分かりやすく行われている。治療や訓練計画が患者に随時通知され患者参加で実施している。医療相談室が設置され、患者からの様々な相談に対応し、患者支援が適切に行われている。個人情報保護やプライバシーの確保は、新病棟の建築により施設的な配慮と取り扱い面での保護が確立し適切である。

新病棟となり、利便性や快適性、また高齢者や障害者に配慮されている。建物は広く、明るく、療養環境は快適である。敷地内禁煙を行い禁煙は推進しているが、職員への啓発活動等についてさらなる積極的な対策と取り組みを行うことが望まれる。

4. 医療の質

新病棟の建設には、患者・家族の意見も反映されており、機能的で快適な療養環境が整備されている。臨床指標は疾患に応じてデータ化し公表され、医療の質の向上への取り組みが行われている。患者の満足度調査は毎年実施され、待ち時間の工夫などが掲げられているが、改善確認されることが望まれる。新たな診療・リハビリ技術への取り組みは積極的であり、倫理・安全面での配慮も適切である。

診療・ケアの管理・責任体制は、業務分掌や看護部業務指針に基づき実施され適切である。診療記録では、情報の共有化の工夫が図られており、病棟のカルテの一元化にも工夫され、判読しやすいが、さらに必要な診療情報を記載することが望まれる。看護記録は看護基礎情報、看護計画、経過記録が記載され適切である。診療やリハビリ医療の専門性も高く、多職種が協働して診療・ケア・リハビリ訓練、また、情報の共有化が行われ適切である。

5. 医療安全

医療安全管理委員会やリスクマネージャー部会を設置し、定期的に委員会が開催され、医療安全への体制は整備している。教育・研修では、年間計画を立て、不参加者への対応を明確にし、職員全員が参加できるような体制が望まれる。安全確保に向けた情報収集が行われ、分析や再発防止に向けた取り組みが行われており適切である。

誤認防止手順が整備され、フルネームで名前を呼ぶなど適切に対応し、実践されている。医師の指示出しと看護師の指示受けの手順が整備され、情報伝達エラー対策への取

り組みも適切である。ハイリスク薬など薬剤の使用基準が明確であり、薬剤の安全使用が実践されている。入院時に転倒アセスメントを全患者に行い、個別対策により防止策が図られており適切である。医療機器は、各部署・医療機器管理者・外部委託者で日常点検や定期点検が実施されている。救急コードの設定、救急カートの整備や教育も実施されており、急変時の対応は適切である。

6. 医療関連感染制御

感染対策委員会は多職種から構成され、定期的な開催、院内感染対策マニュアルの整備がされ、感染制御に向けた体制は確立している。院内感染情報の定期的な収集、院外情報の収集が行われ、委員会などに報告され検討されているが、今後、継続的な分析や検討を望みたい。医療関連感染を制御するための活動では、院内感染対策マニュアルなど手順に基づいた活動が行われており適切である。抗菌薬の使用についても、抗菌薬の適正な使用に関する指針が作成され、患者個別の使用情報が確認され、対応が適切である。

7. 地域への情報発信と連携

病院案内や広報誌、また、ホームページなどで院内情報が公開され、活動状況が分かりやすく配信されている。医療連携室が設置され、他の医療機関と連携は実施されているが、遠方の医療機関との連携に関わる紹介患者や逆紹介患者も多く、病院の機能の充実に向けての専従職員の確保が望まれる。健康教室の開催や専門職の人材育成に向けた活動が行われ適切である。

8. チーム医療による診療・ケアの実践

専門外来受診、紹介患者の対応を含め、総合案内受付や掲示板の案内の整備により円滑な受診ができる。外来診療は紹介患者が主体であるが、診療や侵襲性の高い検査は、説明と同意が実施され、指示出しも適切に行われている。入院決定は、MSWと医師が対応し、多職種で入院判定が行われ適切である。紹介先の診療情報や入院時の診療により多職種で合同評価し、診療計画を立案している。初期に総合リハビリ計画を策定し、入院中の診療や退院後の社会生活の配慮まで説明し適切である。医療相談室では社会福祉士が患者・家族からの多種多様な相談を多職種と連携で行っている。紹介患者は入院判定会議で決定し、入院手順は適切である。医師や看護師の病棟業務は多職種間の連携で行われ適切である。投薬・注射は服薬指導・薬剤管理が行われており、輸血・手術・症状緩和の対応も適切である。入院時に褥瘡や摂食・嚥下の各評価が適切に行われ、対応されている。理学療法・作業療法・言語聴覚療法は初期評価・リスク評価が行われ、系統的リハビリが適切に行われている。生活機能の向上・身体抑制・退院支援は、多職種や他施設との連携や基準を設定し、適切に実施されている。継続した診療・ケアは、遠方の医療機関や施設間で退院時サマリーを活用した対応が実施され適切である。

9. 良質な医療を構成する機能

薬剤管理機能は、処方鑑査・調剤鑑査、注射薬の1施用ごとの取り揃えなど適切に行われている。臨床検査機能は検査の精度管理やパニック値の迅速な対応などの実施も適切である。画像診断機能は造影剤使用の撮影や読影が行われ、撮影等の誤認防止は複数の職種の職員が確認する基準があり対応は適切である。栄養管理機能は新病院で厨房内もエリアごとに区切られており、衛生的で安全な調理施設である。業務マニュアルも適切に整備されている。リハビリテーション機能も新病院で機能が充実しており、多職種合同の評価によりリハビリテーションが実施され、定期的なカンファレンスも行われ対応は適切である。診療情報管理機能は業務マニュアルに基づきコーディングなど診療録の管理は適切に実施されている。医療機器も適切に管理され、洗浄・滅菌業務も適切に実施されている。輸血・血液管理機能、手術・麻酔機能も管理体制が整えられ、適切に実施されている。

10. 組織・施設の管理

国の会計法に基づき予算管理や予算処理が行われ、会計検査院の監査を受けている。予算執行は運営会議で検討され、対応は適切である。医事業務は医事管理課が委託業者の業務管理を行い、窓口から会計までを行っている。業務内容、管理体制は適切である。業務委託は契約書と仕様書で交わされており、定期的な見直しも行われているが、事故発生時の対応を明確にすることが望まれる。

病院は新しく建築されているが、日常点検や設備・機器の保守管理が適切に行われ、院内清掃、廃棄物の処理も適切である。物品管理では、医療材料の購入と保管を中央材料室で行い発注と検収が区分して行われ、棚卸が毎月行われ、在庫管理も適切である。建物は免震構造であり、災害管理室と保安室で火災予防および災害対策に対応する体制で、緊急時への体制や休日・夜間の保安体制が整備され適切である。医療事故等の対応は、対応手順に基づき、事故対策および医療訴訟の体制も整備され適切である。

11. 臨床研修、学生実習

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士などのリハビリテーション職種の学生、看護学校の学生など多くの実習生の教育をカリキュラムや研修規程に基づいて行っており適切である。